

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階 林弘法律事務所
氏 名 弁護士 山 中 理 司

上記審査請求人から令和3年4月27日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく行政文書の開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和3年2月10日付けで、法4条1項の規定に基づき、法務大臣（以下、「処分庁」という。）に対し、「法務省関係者に関する叙勲及び褒章の推薦基準が書いてある文書（最新版）」の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対し、令和3年4月12日付けで、対象文書である「栄典事務の手引（令和2年4月）」（以下、「本件対象文書」という。）のうち、法5条6号柱書きに該当する部分を除き開示する旨の決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、原処分に不服があるとして、令和3年4月27日付けで、処分庁に対し、原処分を取り消す決定を求める本件審査請求を行った。

不 服 の 要 旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び令和3年7月26日付け総務省情報公開・個人情報保護審査会宛て意見書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求書

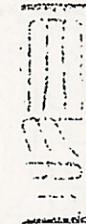
裁判所関係者及び弁護士に対する叙勲の相場はインターネットで公表されていることからすれば、不開示部分の全部が法5条6号に該当するとはいえない。

2 意見書

警察庁関係者の場合、叙勲候補者及び褒章候補者の具体的な推薦基準がインターネットで公表されているところ、それによって何らかの弊害が発生しているわけではないと思われる。

そのため、このことをも考慮すれば、不開示部分の全部が法5条6号に該当す

るとはいえない。



裁 決 の 理 由

1 本件対象文書には、叙勲、褒章及び叙位（以下、「叙勲等」という。）について、それぞれの推薦基準等に関する情報や候補者の推薦に係る具体的な事務手続に係る情報等が記載されており、これを公にした場合、外部からの不当な干渉を受けるなどして栄典事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分について法5条6号柱書きにいう「国の機関・・・が行う事務・・・に関する情報であって、公にすることにより・・・当該事務・・・の性質上・・・当該事務・・・の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして、不開示としたものである。

叙勲等の推薦基準等に関する情報に係る不開示部分は、これらを公にすることにより、国民から、勲章の擬叙等は、候補者の功績全体の個別具体的・総合的な評価によってではなく、推薦基準等に係る情報のみによって機械的に決定されているとの憶測をもたれるおそれや、当該不開示部分に記載されている者と同様の経歴等がある者には、同様の勲章等が授与されるとの憶測をもたれるおそれがあり、その結果、法務大臣から内閣総理大臣に推薦する候補者を決するに当たり、外部からの不当な干渉を受け、真に功績ある候補者の推薦が妨げられるなどのおそれがある。

また、叙勲等の候補者の推薦に係る具体的な事務手続に係る情報等に係る不開示部分は、これらの情報が公になれば、外部からの不当な干渉が特定の時期・部局に集中して行われ、栄典事務の円滑な遂行に多大な支障を及ぼすおそれがある。

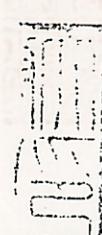
2 よって、本件開示請求につき、本件対象文書の各不開示部分について法5条6号柱書きに該当すると認められるため、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であり、これに反する審査請求人の主張には、原処分を取り消すための理由がない。

なお、本件審査請求に係る情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申（令和3年度（行情）答申第418号）においても、原処分は妥当であるとの判断がなされている。

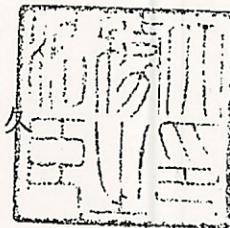
3 以上のことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

令和3年12月27日



法務大臣 古川禎



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和3年12月27日

法務省大臣官房人事課長 佐 藤

